

令和 8 年 第 2 回

柳川市農業委員会総会議事録

令和 8 年 2 月 10 日

柳川市農業委員会

第 2 回 柳 川 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

日 時 令和 8 年 2 月 10 日 午後 2 時 00 分～午後 4 時 40 分

場 所 大和庁舎 大会議室

出 欠 者 農業委員出席者 18名 欠席者 1名

推進委員出席者 18名 欠席者 1名

議 題 議案第 5 号

1. 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 6 号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第 7 号

1. 農用地利用集積等促進計画の要請について

議案第 8 号

1. 地域計画の変更に関する意見について

議案第 9 号

1. 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

議案第 10 号

1. 農地法第 18 条第 1 項の規定による許可申請について

報 告

1. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

3. 農地への現況地目変更届について

そ の 他

農業委員

出席委員（18名）

1 番 山 田 善 治
3 番 亀 崎 忠 治
5 番 梅 崎 直 祝
7 番 古 賀 宏 義
9 番 三小田 由 勝
12番 松 藤 道 大
14番 浦 幸之助
16番 園 田 清 美
18番 小 柳 浩 子

2 番 藤 吉 利 広
4 番 亀 崎 壽 満
6 番 梶 島 一 晴
8 番 野 口 秀 一
10番 藤 木 邦 彦
13番 松 藤 稔
15番 原 壽 利
17番 阿志賀 一 喜
19番 島 添 茂 樹

欠席委員（1名）

11番 田 中 満 義

推進委員

出席委員（18名）

龍 正 典
山 口 弘 司
乗 富 隆 公
梶 島 福 博
櫻 木 利 和
河 口 勇
堤 和 弘
鶴 田 信 行
三 浦 榮 一

中 村 博
成 清 義 法
古 賀 勝 次
池 上 藤 人
米 田 秀 俊
平 川 貴 大
大 津 眞 次
河 口 隆 光
中 島 みゆき

欠席委員（1名）

吉 開 健

本会議に出席した事務局職員

事務局 長 白 谷 雄一郎

事務局次長 平 河 郁 夫

事務局職員 田 中 道 博

本会議に出席した申請者

農 政 課 長 木 原 隆 文

農政課長補佐 浦 政 広

農政課農政係長 藤 丸 賢 治

農政課農政係 平 川 由喜子

農政課農政係 中 園 歩 嵩

午後２時 開会

○事務局長（白谷雄一郎君）

皆さんこんにちは。

開会前に御連絡でございます。お手元に、令和７年分になりますが、昨年１年間分の農地の賃借料を取りまとめた資料を配付しております。Ａ４サイズ１枚の表になっているものです。こちらのほうは参考資料として御活用ください。また、市報の３月１日号に同じ内容のものを載せるようにしております。

次に、総会の最後に、農地パトロールの今年度のまとめに向けて、２回目のパトロールについて御説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、定刻になりましたので、第２回総会を始めさせていただきます。

御起立をお願いします。礼。よろしくお願いいたします。御着席ください。

柳川市農業委員会会議規則第４条の規定によりまして、会長が議長となりますので、島添会長よろしくお願いいたします。

○議長（島添茂樹君）

皆さんこんにちは。やっと恵みの雨と言っていいかは分かりませんが、雨が降ってまいりました。あしたまで雨が降るようでございますので、本当に麦が喜んでいっていると思います。

それから、せんだって徳永順子さんの講演会に皆さん方来ていただきまして、ありがとうございました。それから、事務局の白谷さん、平河さん、そして、田中さん、どうもありがとうございました。

それから、衆議院選挙において藤丸敏候補が立派に６期目の当選をされましたこと、おめでたいと思っております。私も今月１９日から東京のほうに先生に会いに行く予定になっておりまして、柳川市で昨年よりか３,０００票ばかり多いようでございますので、大手を振って会いに行きたいと思っております。よかったなと思っております。

それでは、今日はいろいろとあるようでございますので、早速でございますけれども、令和８年第２回柳川市農業委員会の総会を始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日の出席委員１８名で定足数であります。また、１８名の推進委員の方に御出席いただいております。よって、ただいまから令和８年第２回柳川市農業委員会の総会を開会いたします。

事務局より議案の朗読をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

皆さんこんにちは。議案を朗読させていただきます。

議案書のほうを御覧ください。

令和 8 年

第 2 回柳川市農業委員会総会議案

議案第 5 号

1. 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 6 号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第 7 号

1. 農用地利用集積等促進計画の要請について

議案第 8 号

1. 地域計画の変更に関する意見について

議案第 9 号

1. 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

議案第 10 号

1. 農地法第 18 条第 1 項の規定による許可申請について

報 告

1. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について
3. 農地への現況地目変更届について

その他

令和 8 年 2 月 10 日提出

柳川市農業委員会会長 島 添 茂 樹

以上です。

○議長（島添茂樹君）

今回提案しております案件は、議案第 5 号から議案第 10 号までの 6 件と報告 3 件でありま

す。

本日の議事録署名委員に6番梶島一晴委員、13番松藤稔委員を指名いたします。

早速議案の審議に入ります。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の2ページを御覧ください。

議案第5号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、所有権（賃借権）を移転（設定）したく、農地法第5条の規定による許可申請があったので、承認方同条第3項の規定により付議する。

こちらにつきましては、別紙の申請箇所図と一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積984平米。申請人、〇〇、相手方、〇〇。転用目的、駐車場。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積956平米。申請人、〇〇、相手方、〇〇。転用目的、倉庫。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,178平米。申請人、〇〇、相手方、〇〇。転用目的、特定建築条件付売買住宅予定地（4棟）。

申請番号4番につきましては、別紙の状況写真と一緒に御覧ください。

こちらの写真の右上の「申請番号2」を「申請番号4」に修正のほうを各自でお願いいたします。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,205平米、外1筆、合計2,409平米。申請人、〇〇、相手方、〇〇。転用目的、食品加工施設（敷地拡張）。

○事務局次長（平河郁夫君）

それでは、議案第5号の農地法第5条について補足説明を行います。

申請番号1番は、譲受人、〇〇さんが駐車場37台分設置のための申請です。契約の種類は

売買。代金は1筆で〇〇円。

申請番号2番は、譲受人、〇〇さんが倉庫建設のための申請です。契約の種類は売買。代金は1筆で〇〇円。

申請番号3番は、譲受人、〇〇さんが特定建築条件付売買住宅予定地（4区画）計画のための申請です。契約の種類は売買。代金は1筆で〇〇円。

申請番号4番は、借受人、〇〇さんが食品加工施設の敷地拡張のための申請です。契約の種類は賃貸借権。設定期間は10年で、賃料は月額〇〇円になります。

申請番号4番については、事前にお配りしております写真のほうを御覧ください。

こちらが現在の申請地の状況となっております。申請地は一昨年、令和6年9月の総会において一度議案として付議しておりましたが、無断で埋立て等がなされている部分の解消が不十分であることから不採択となっております。そこで、申請者に対し、農地に戻すことを条件に議案として再度付議することを説明しておりました。今回、申請者から写真のとおり農地に戻したとの報告がありましたので、地元農業委員及び推進委員と現地の確認を行い、今回議案として付議をしております。

なお、西側の一部に倉庫用コンテナが設置されている部分については、許可権者である県とも協議を行いまして、始末書を添付の上、議案として付議していることを申し添えます。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番及び3番の農地区分は、1番が用途地域内にある第2種中高層住居専用地域、3番が最寄り駅である矢加部駅からおおむね300メートル以内の農地のため、第3種農地と認定します。

第3種農地は原則許可が可能な農地となっておりますので、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号2番及び4番の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と認定します。

第1種農地は原則転用不許可ですが、2番が「住宅その他周辺地域に居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」、4番が「既存敷地面積の2分の1以内の拡張として設置されるもの」の例外的許可に該当するため、転用目的は問題ないと判断します。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ただいま事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第5号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

賛成全員であります。よって、議案第5号については提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第6号 農地移動適正化あっせん委員の指名について議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の3ページを御覧ください。

議案第6号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

下記農地の所有権を移転したく柳川市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定によりあっせん申出書を受理したので、あっせん委員の指名方付議する。

受理番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積4,752平米、外1筆。申出人、〇〇。理由、経営縮小のため。

受理番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積731平米。申出人、〇〇。理由、経営縮小のため。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ただいま事務局より議案の朗読が終わりました。

本案の申請番号1番は昭代地区、2番は大和町地区でありますので、同地区の委員にお願いしたいと思いますが、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

それでは、お諮りいたします。議案第6号、申請番号1番は推進委員の乗富隆公委員、古賀勝次委員、柊島福博委員、申請番号2番は推進委員の河口勇委員、平川貴大委員、堤和弘委員、大津眞次委員を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案のあっせん委員に先ほどの7名を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

賛成全員であります。よって、議案第6号については先ほどの7名の委員を指名することに決定いたしました。

続きまして、議案第7号 農用地利用集積等促進計画の要請について議題といたします。

本案整理番号1番及び2番は農業委員番号〇〇番の〇〇委員が代表を務める〇〇が所有権の移転を受けるもの（買い手）となっておりますので、柳川市農業委員会会議規則第10条の規定を準用し、〇〇委員の退席をお願いいたします。

〔〇〇委員、退席〕

○議長（島添茂樹君）

それでは、事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の3ページ、下段を御覧ください。

議案第7号

1. 農用地利用集積等促進計画の要請について

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを福岡県農業振興推進機構に対して要請したく承認方付議する。

こちらにつきましては、別紙1枚物の農用地利用集積事業公告概要表の所有権移転関係を御覧ください。

農用地利用集積事業公告概要表。公告年月日、令和8年3月13日。

1. 所有権移転関係。

利用権の種類、所有権移転、地目別・田、農用地の利用内容、水田として、面積4万4,266平米、筆数16筆、売り手5名、買い手7名。

続きまして、裏面を御覧ください。

農業委員会では買い手の審査をします。

まず初めに、〇〇委員さん案件の上から2番目の整理番号2番を御覧ください。

各筆明細。

所有権を移転する土地、所在地、〇〇、外1筆、地目・田、面積8,754平米、外1筆、合計9,714平米。所有権を移転する者（売り手）、住所、福岡市中央区、氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、権利の種類、所有権、農用地の利用内容、水田として、所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期、いずれも令和8年4月30日、対価〇〇円、対価の支払方法、福岡県信用農業協同組合連合会。所有権の移転を受ける者（買い手）、住所、〇〇、氏名、〇〇、備考、担い手売買。

今回の買い手、〇〇は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号の2つの要件、全てを効率的に利用して耕作を行うと認められる者、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められる者を過去の実績により満たしていると考えます。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ただいま事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第7号、整理番号1番及び2番について御意見、御質問はありませんか。はい、どうぞ。

○2番（藤吉利広君）

4段目と5段目と7段目かな、これは同一人物ですが、なぜ一番下のは一般売買になっているのでしょうか。

○事務局職員（田中道博君）

その分は、〇〇委員さんの案件が終わってからまた御説明しようと思っています。

○議長（島添茂樹君）

それでいいですか。

○2番（藤吉利広君）

はい。

○議長（島添茂樹君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

賛成全員であります。よって、議案第7号、整理番号1番及び2番については提案どおり承認することに決定いたしました。

ここで〇〇委員の退席を解除いたします。

〔〇〇委員、着席〕

○議長（島添茂樹君）

それでは続きまして、整理番号3番から11番を議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

それでは、先ほど質問があった関係の分を初めに補足説明させていただきます。

申請番号3番、4番、5番の分に関して、〇〇さんから〇〇さんと〇〇さんに振り分けて、担い手売買と一般売買に振り分けている状況としましては、買い手が担い手売買の〇〇さんと一般売買の〇〇さんになりますので、契約を分けさせていただいています。

それでは、読み上げます。

農業委員会では買い手の審査をします。

上から4段目の整理番号4番目を御覧ください。

所有権を移転する土地、所在地、〇〇、地目・田、面積2,318平米。所有権を移転する者（売り手）、住所、福岡市中央区、氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、権利の種類、所有権、農用地の利用内容、水田として、所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期、いずれも令和8年4月30日、対価〇〇円、対価の支払方法、福岡県信用農業協同組合連合会。所有権の移転を受ける者（買い手）、住所、〇〇、氏名、〇〇、備考、担い手売買。

今回の買い手、ほか4名の方につきましても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号の2つの要件を満たしていると考えます。

○事務局次長（平河郁夫君）

すみません、先ほどの藤吉委員さんからの質問で補足の説明ですけど、今回、この〇〇さんの分は3筆申出が出ておりまして、3筆とも買い手が違っております。その中で、〇〇さんと〇〇さんについては認定農業者ということで担い手売買、〇〇さんについては認定農業者でございませんので、一般売買という形での契約となっております。

なぜかといいますと、認定農業者と一般の農業者で手数料が変わってきますので、認定農業者と一般の方とで契約の種類を分けているというようなことでこのような書き方をしております。

以上です。

○2番（藤吉利広君）

分かりました。

○議長（島添茂樹君）

いいですか。

○2番（藤吉利広君）

はい。

○議長（島添茂樹君）

それでは、事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第7号、整理番号3番から11番について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

賛成全員であります。よって、議案第7号、整理番号3番から11番については提案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第8号 地域計画の変更に関する意見について及び関連する議案として議案第9号 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について一括して議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに農政課より議案の説明をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の4ページを御覧ください。

議案第8号

1. 地域計画の変更に関する意見について

農業経営基盤強化促進法第19条第5項及び同条第6項の規定に基づき、柳川市地域計画を別紙のとおり変更したい旨、柳川市長より意見を求められたので付議する。

続きまして、

議案第9号

1. 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき、柳川市農業振興地域整備計画を別紙のとおり変更したい旨、柳川市長より同法施行規則第3条の2の規定に基づき意見を求められたので付議する。

こちらにつきましては農政課より説明をお願いいたします。

○農政課長（木原隆文君）

皆様こんにちは。農政課長の木原です。日頃から農業行政全般にわたりまして御協力を賜りましてお礼を申し上げます。

本日は総会の貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。

まず、地域計画は、農業を将来にわたり安定して経営していくためのあらゆる施策の基礎となるものとして昨年度末に策定をいたしました。また、農業振興地域整備計画についても、農業の健全な発展を図るため策定し、農業地域について、圃場整備やかんがい排水などの公共投資や、その他農業振興に関する施策を行うための基となるものであります。

しかしながら、もろもろの事情でやむなく農業振興地域農用地からの除外、または編入や用途区分の変更の相談が上がっております。

整備計画の変更については年2回受付を行っておりますけど、今回は11月17日から12月12日まで受付を行いました令和7年度第2回分として、除外が5件、用途区分の変更が5件、編入が2件の案件でございます。この12件について今回も農業委員さんのほうから御意見をお伺いするものでございます。

この後、詳細の説明を担当より行います。どうぞよろしくお願いいたします。

○農政課農政係（中園歩嵩君）

皆さんこんにちは。農政課の中園と申します。11月17日から12月12日までに除外5件、用途区分の変更5件、編入2件の申出がっておりますので、地域計画と農業振興地域整備計画について併せて説明させていただきます。

まず、地域計画についてですが、県への農業振興地域整備計画の変更に関する意見照会前に対象農地を地域計画から外すことを求められておりますので、農業委員会だけでなく、関係する土地改良区やJ A、福岡県農業振興推進機構にも意見照会を行っております。

次に、農業振興地域整備計画についてですが、まず、1番から5番までの除外についてで

すが、除外の基本的な要件としては、必要性、規模の妥当性が認められること、地域計画の達成に支障がないこと、周辺農地の営農、利用集積に支障がないこと、土地改良施設の機能に影響がないこと、土地改良事業の事業完了年度の翌年度から起算して8年が経過していること等となっております。

6番から10番の用途区分の変更は、農用地区域のまま、農業用倉庫等、農業に直接関係する施設を建設する軽微な変更です。場所については除外のように既存の除外地と隣接しておりませんが、土地改良施設については除外と同様に意見照会をしております。

11番から12番の編入は、農用地区域外の農地を農用地区域に編入するもので、特に要件などはありません。

次に、お手元の資料に沿って、1番から説明していきます。

申請番号1番、所有者、〇〇さん、申請地番、〇〇、面積44平米、計画変更の内容、一般住宅の敷地拡張、転用者、〇〇さん。図面等については1ページから3ページとなります。

申請番号2番、所有者、〇〇さん、申請地番、〇〇、外1筆、面積1,021平米のうち498平米、計画変更の内容、一般住宅、転用者、〇〇さん。図面等については4ページから6ページとなります。

申請番号3番、所有者、〇〇さん、申請地番、〇〇、面積1,179平米、計画変更の内容、駐車場の敷地拡張、転用者、〇〇。図面等については7ページから9ページとなります。

申請番号4番、所有者、転用者、〇〇さん、申請地番、〇〇、面積2,669平米のうち690平米、計画変更の内容、農業用倉庫と資材置場。図面等については10ページから12ページとなります。

申請番号5番、所有者、〇〇さん、申請地番、〇〇、面積2,449平米のうち2,337平米、計画変更の内容、駐車場、転用者、〇〇。図面等については13ページから15ページとなります。

申請番号6番、所有者、転用者、〇〇さん、申請地番、〇〇、面積380平米のうち199平米、計画変更の内容、農業用倉庫と苗床。図面等については16ページから18ページとなります。

申請番号7番、所有者、転用者、〇〇さん、申請地番、〇〇、面積4,082平米のうち199平米、計画変更の内容、農業用倉庫。図面等については19ページから21ページとなります。

申請番号8番、所有者、転用者、〇〇さん、申請地番、〇〇、外1筆、面積2,524平米、計画変更の内容、農業用倉庫、苗床、農業用資材置場。図面等については22ページから24ページとなります。

申請番号9番、所有者、転用者、〇〇さん、申請地番、〇〇、面積3,419平米のうち198平米、計画変更の内容、農業用倉庫。図面等については25ページから27ページとなります。

申請番号10番、所有者、転用者、〇〇さん、申請地番、〇〇、面積2,590平米のうち192平米、計画変更の内容、農業用倉庫。図面等については28ページから30ページとなります。

申請番号11番、所有者、〇〇さん、申請地番、〇〇、面積33平米、計画変更の内容、編入。図面等については31ページから32ページとなります。

申請番号12番、所有者、〇〇さん、申請地番、〇〇、外1筆、面積3,570平米、計画変更の内容、編入。図面等については33ページから34ページとなります。

なお、申請地を地元委員さんに現地確認していただき、意見を伺っていることを申し添えます。

以上で説明を終わります。

○議長（島添茂樹君）

ただいま事務局より議案の朗読並びに農政課より議案の説明が終わりました。

議案第8号及び議案第9号について御意見、御質問はありませんか。はい、どうぞ。

○1番（山田善治君）

これはまた農政課がどうして申請手続きをやるのですか。農業委員会がするのではないですか。

○農政課農政係（中園歩嵩君）

説明させていただきます。

この農業振興地域の整備計画というのは、転用の前に、農業振興地域というのは農用地と農用地区域外というのがありまして、まず、農用地区域内、いわゆる青地というものは、農政課のほうでこの計画で青地から白地にしまして、白地になったものの転用については農業委員会のほうで受付をされるという2段階になっています。除外地と言われる白地というものと、農業委員会で転用の手続のみになります。

○1番（山田善治君）

それなら、この〇〇町の田んぼを白地にしたという意味ですか。

○農政課農政係（中園歩嵩君）

これは白地を青地にする。逆です。だから、農地としてここはイチゴをされています。そのイチゴの分で補助事業を使いたいので、青地というものに。なので、宅地にするのと逆

です。農地としてもっと使いたいのので、逆に青地にさせてくれと守るべき農地に位置づけてくれという申請が出てきています。

○1番（山田善治君）

なら、これは税金の関係ですか。

○農政課農政係（中園歩嵩君）

補助事業の関係です。

○1番（山田善治君）

補助事業の要件で、農用地にする必要があるということですね。

○農政課農政係（中園歩嵩君）

ハウスの中に機械とか入れるとか、そういう申請のときは青地というんじゃないといけな
いので、その申請で編入をされている。だから、もっと守るべき農地にしたいという申請で
す。

○1番（山田善治君）

だけど、もう仕事はしているのに、今から青地に投げて、今から補助を受けるという意味
ですか。

○農政課農政係（中園歩嵩君）

そうです。だから、イチゴの関係の機械を入れられたいということですね。今ハウスが
建っているところにまた機械を入れられたい。

○1番（山田善治君）

何の機械ですか。

○農政課農政係（中園歩嵩君）

何の機械かは農政課に戻って書類を見てみないとあれですけども、その関係は、また農
政課のほうにこの後お立ち寄りいただいたら、そこで御説明させていただきたいのですけど、
よろしいですかね。

○農政課長（木原隆文君）

来年度、補助事業を受けるための一応準備をされてあるということですね。

○1番（山田善治君）

あれは白地にしているのですね。

○農政課農政係（中園歩嵩君）

多分、元から白地だと思います。最初から。

○議長（島添茂樹君）

いいですか、山田委員さん。

○1番（山田善治君）

はい。

○議長（島添茂樹君）

いいですか。

ほかに御質問ありませんか。ないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

それでは、お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案について意見なしとすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

賛成全員であります。よって、議案第8号並びに議案第9号については意見なしとすることに決定いたしました。

○議長（島添茂樹君）

いいですか。

それでは、続けたいと思います。

議案第10号 農地法第18条第1項の規定による許可申請について議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の5ページを御覧ください。

議案第10号

1. 農地法第18条第1項の規定による許可申請について

下記農地について賃借権の解約をしたく、農地法第18条第1項の規定による許可申請があったので、同法施行令第22条第2項の規定に基づき付議する。

受理番号1番、受理月日、令和7年5月22日、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,135平米。賃貸人、〇〇、賃借人、〇〇。解約の理由、農地法第18条第2項の規定に該当する正当な事由があるため。農地の引渡時期、解約の申入れから1年後、こちらは制度上、県知事が解約を許可し、賃貸人が賃借人へ解約を申し入れてから1年後の引渡しということになります。備考、残存小作地。

○事務局次長（平河郁夫君）

それでは、私のほうから農地法第18条第1項の規定による許可申請について御説明いたします。

こちらは昨年7月の総会のときに、その他において農地法第18条第1項の規定による許可申請についてということで申請内容については御説明を行い、賃貸人及び賃借人双方から事情聴取を行う5名の委員の承認をいただいた件になりますが、今回、法令に基づき、農業委員会としての意見を求める議案となります。前回の説明から時間も経過しておりますので、改めて申請内容を説明いたします。

それでは、事前にお配りしておりました「議案第10号（説明資料）農地法第18条第1項の規定による許可申請について」をお手元をお願いいたします。資料のほうございますか、皆さん。よろしいですか。

それでは、1枚めくっていただいて、農地法第18条第1項の規定による許可申請書（写し）、資料1を御覧ください。

まず、申請書について御説明をいたします。

通常、農地の賃借権を解約する場合、総会にて報告をしておりますが、農地法第18条第6項の規定による通知を農業委員会が受理することで解約となります。内容としましては、「合意による解約が農地を引き渡すこととなる期限前6か月以内に成立した合意でその旨が書面において明らかであるもの」と規定されており、賃貸人、賃借人お互いの合意に基づき解約するもので、ほとんどの解約がこれに該当します。

今回提出された申請書は農地法第18条第6項の規定に該当する解約ではなく、賃貸人であ

る申請者が賃借人の合意が得られないため、農地法第18条第1項の規定に基づく県知事の許可による解約を申請するものになります。こちらについては県内でもほとんど事例がございません。柳川市農業委員会においても今回が初めてのケースとなります。

まず、許可を受けようとする農地の所在地ですが、申請書の下の方、2に記載されていますとおり、住所〇〇、地目は田で、面積は1,135平米となっております。農地の場所については、最後に箇所図と現況の写真を載せておりますので、資料の一番最後を御覧ください。場所についてはよろしいですか。

それでは、資料1に戻っていただきまして、資料1の4ページ目になりますけれども、(別紙)契約の解約を求める理由を御覧ください。

こちらに申請者になります貸貸人及び賃借人の状況やこれまでの経緯が1から10まで記載をされていますが、5ページの10の「農事調停の申し立てと不成立の見込み」に記載をされていますとおり、一昨年、申請者である〇〇氏から賃借人である〇〇氏に対して福岡地方裁判所柳川支部において農事調停の申立てがなされ、残存小作の解約を求めましたが、〇〇氏が農地の返還に応じる意思がない旨主張され、結果、調停は不成立となっております。そのため、最後の11の結論にあるとおり、貸貸人の〇〇氏から代理人弁護士を通して、農地法第18条第1項の規定に基づく正当な事由があるとして農地契約の解約を求める許可申請が申出された次第です。

基本的な流れとしましては、めくっていただいて、資料2を御覧ください。右上のほうに資料番号を振っておりますので。よろしいですか。

それでは、基本的な手続の流れとしまして、一番上から(1)農業委員会における手続ですが、①現地調査、②書類審査、その後、赤で線を引いてありますが、③所有者及び耕作者双方からの事情聴取を行い、④離作料の慣習の調査、その後、また赤で線を引いてありますが、⑤の農業委員会部会への諮問となっております。柳川市農業委員会においては部会がございませんので、①から④の内容を踏まえて、総会において却下、もしくは不却下の判断をしていただくことになります。本日の総会がこの⑤に当たります。その後、⑥県への許可申請書送付としまして、総会の結果を農地法第18条第1項許可申請に係る農業委員会意見書、これはめくっていただいて、資料3になりますけれども、この資料3をつけて福岡県へ進達をするということになります。

それでは、また資料2に戻っていただいて、真ん中からちょっと上ぐらいですか、(2)県

における手続としまして、その意見書を基に、①審査を行い、②場合によっては県農業会議への諮問を行い、最終的に申請者の〇〇氏に対して、③になりますけれども、許可、または不許可を県知事が決定し、回答するというような流れになっております。

なお、(1)農業委員会における手続の③所有者及び耕作者双方からの事情聴取の内容につきましては、めくっていただいて、資料4を御覧ください。

昨年8月13日の水曜日に賃借人である〇〇氏、翌月、9月10日の水曜日に賃貸人である〇〇氏とそれぞれ事情聴取を行っております。議事録は事前に資料で送付しておりましたので、内容はある程度把握されているとは思いますが、今回の判断のポイントとなる要点を抜粋して申し上げます。

まずは〇〇氏との事情聴取ですが、当該農地では表作の水稻のみを作付されてあると。基本的には自家消費ということ。一部余った米についてはJAにも出荷されてあるということです。

今後、規模拡大する予定はなく、代替地も考えておらず、現状のまま維持していきたいということです。

収入面では、自衛官としての給与が約〇〇円と、アパート8棟の家賃収入が〇〇円から〇〇円あるが、修理費等の経費を引くと不動産としての所得は〇〇円から〇〇円ほどということでした。来年3月には自衛官を退職し、収入は不動産だけになるが、農業で生計を立てていくつもりはない。

小作料については毎年法務局のほうに供託をしているということです。

最終的に法律に基づいた判断が出れば、それに従うとの意向を示されております。

次に、〇〇氏との事情聴取になりますけれども、当該農地を貸駐車場として転用する予定ということです。転用許可に係る農地法第4条の具体的な書類については既に受領をしております。

収入は厚生年金が〇〇円ということです。

〇〇氏からの供託金は今のところ受け取っていないということです。

農事調停の中で離作補償の協議を続けたが、〇〇氏の耕作を続けたいとの意向が強く、まとまらなかったということです。

仮に解約が認められなければ、行政訴訟の可能性もあるということでした。

以上がそれぞれの要点となります。

この中で、〇〇氏との事情聴取の議事録にもありますが、阿志賀委員さんのほうから、代も変わっており、今日、息子さんも来ているので、息子さんも交えてもう一度話合いができないかとの提案がございました。最終的には〇〇氏側もそれを了承されたところです。

この件に関して、事情聴取を担当された5名の委員さんから何か補足等があればお願いいたします。

○議長（島添茂樹君）

ただいま事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

事情聴取を担当された委員から補足などはございませんか。はい、どうぞ。

○4番（亀崎壽満君）

この中身の説明は、議事録の読み込みができませんので、そこに書いてあるなら重なりますが、少し田んぼのようにしてありますが、この分でしょう、この写真の分。これについて、100年の期間ですね、税金、土地改良費、そういうものは誰が負担してますか。

○事務局次長（平河郁夫君）

税金は当然、固定資産税は所有者にかかってきますので、〇〇さんのほうにかかってくるのですけれども、〇〇さん自体が柳川市にこの農地しか持っていなくて、課税標準額が300千円以下であれば税金はかからないので、農地自体の課税標準額が300千円ございませんので、税金としてはかかっておりません。

○4番（亀崎壽満君）

土地改良費の負担金は。

○17番（阿志賀一喜君）

土地改良区域には入っていない。

○4番（亀崎壽満君）

それと、契約書がないということは、先祖さん同士で、「なら、ちょっと小作で作らせてくれ。」ということだろう。それを100年間そのようにしていた、小作で作ってきたということでしょう。

○事務局次長（平河郁夫君）

おっしゃるとおりで、農地法施行前からの戦前からの小作で、農家台帳上、残存小作として残っている分になります。

○2番（藤吉利広君）

またこれは永小作とは違うと。

○事務局次長（平河郁夫君）

永小作と残存小作はまた違います。ここはちょっと難しい話になりますがけれども、永小作というのはあくまで物権ですよ。登記とかで地役権とかと同じように設定ができるのですが、この残存小作については、農家台帳上、残っているだけで、要は種類としては債権ということです。なので、第18条第6項の解約はこの残存小作のほうには適用できるのでけれども、永小作には適用できません。ただ、永小作自体はほとんどないと思ってもらっていいです。

○1番（山田善治君）

きちんと農業委員会に小作人というのが設定されているのですか。

○事務局次長（平河郁夫君）

そうです。

○1番（山田善治君）

設定されているんですね。

○事務局次長（平河郁夫君）

はい。なので、この第18条第1項の規定が適用できるということです。残存小作として残っていますので。

○2番（藤吉利広君）

登記上は残っているのですか。

○事務局次長（平河郁夫君）

登記上は残っていません。登記できるのは永小作とかになりますので、農家台帳上、残っていると。

○議長（島添茂樹君）

それでは、皆さんほかに御意見、御質問はありませんか。ないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

なければ、続けて事務局より説明をお願いいたします。

○事務局次長（平河郁夫君）

よろしいでしょうか。

それでは、事情聴取以降の経緯について〇〇氏の担当弁護士より報告がっておりますので、めくっていただいて、資料5を御覧ください。

報告書2になります。報告書の2番にあるとおり、11月16日日曜日に双方で面談を実施し、〇〇氏に対し農事調停時に提示した離農補償金〇〇円を再度提示し、和解を求めたが、次の3にあるとおり、宅地評価の40%、金額にして〇〇円でなければ応じないとの回答があった。その後、4にあるとおり、〇〇円を上限とする離農補償金を新たに提示したが、5にあるとおり、〇〇氏は宅地評価の40%以外は応じないとの回答があった。結果、6番及び7番にあるとおり、和解の見込みはなく、農地法第18条第1項の規定に基づく法的判断を求めるとの結論に至ったとなっております。以上がこれまでの経緯となります。

そこで、冒頭の資料2の基本的な手続の流れでも申しましたが、事情聴取の内容も踏まえ、総会の場において議案として付議し、却下、もしくは不却下の採決を行うということになります。

その際の判断基準に、資料2の(3)を御覧ください。下のほうになりますけれども、(3)農地法第18条第2項各号に該当するかどうかの検討とありますが、今回のケースが解約を許可する許可事由の①から⑥のどれかに該当するのか、または該当しないのかを見ていく必要がございます。

具体的な許可事由としまして、①賃借人が信義に反した行為をした場合。賃借人が催告を受けたにもかかわらず、小作料を支払わない。賃貸人に無断で他に転貸し及び農地以外に転用した場合等で、所有者に従来どおりの小作関係を継続させることが客観的に見て無理であると認められるような場合、これが①です。

②が農地等を転用することが相当な場合としまして、次のページになりますけれども、農地等以外に転用する確実な計画があり、農地等の立地条件から転用許可が見込まれ、かつ賃借人の離作条件等から見て転用実現のために賃貸借を終了させることが相当な場合（転用の目的及び計画の確実性から見て受理されることが十分見込まれること）が必要となっております。

③賃貸人の自作を相当とする場合。賃借人の生計、賃貸人の経営能力等を考慮し、賃貸人がその農地、または採草放牧地等を耕作、または養畜の事業に供することを相当とする場合。

④中間管理権の取得に関する協議の勧告を受けた場合ということで、農業委員会による利用意向調査を行った場合で、農地の所有者に対し中間管理機構との協議すべきことを勧告し

た場合。

⑤農地所有適格法人の要件を欠いた法人から小作地などの返還を受ける場合。所有者が農業生産法人の構成員から脱退し、その法人から貸付地の返還を受けて、効率的な経営をする場合。

⑥その他正当な事由がある場合。1号から5号の場合以外であって、例えば、賃借人から解除する場合、賃借人が離農する場合、解約を認めることが相当な場合等がこの許可事由として挙げられます。

今回の解約を認めるか認めないかの判断基準としましては、②の農地等を転用することが相当な場合に該当するのか該当しないのかを農業委員の皆さんに判断していただくことになりうかと思います。

まず、具体的な判断ポイントとしましては、次のページ前段の「農地等以外に転用する確実な計画があり、農地等の立地条件から転用許可が見込まれ」とありますが、〇〇氏との事情聴取の中で述べたとおり、転用に必要な申請書類については既に提出がっております。また、立地条件についても、当該農地が用途地域内の農地のため、第3種農地となり、原則農地転用の許可が可能となっております。

次に、後段の「賃借人の離作条件等からみて転用実現のため賃貸借を終了させることが相当な場合」とありますが、具体的には、賃借人である〇〇氏の経営及び生計状況や離作条件等から見て賃貸借契約を終了させることが相当と認められるか等の事情により判断することになります。

そこでまず、1つ目の検討事項として、〇〇氏の経営及び生計状況をどう判断するかということになりますが、直近の収入状況については〇〇氏との事情聴取で述べたとおりであります。

2つ目の検討事項として、仮に当委員会として解約を認めた場合に、無条件で認めるのか、離作補償等の条件付で認めるのかがポイントになりますけれども、離作補償等の条件をつけた場合、離作補償金は農地であることを前提として決定する必要があるかと思います。今回と同じように他県で宅地化後の離作補償を求める裁判が過去にあっておりますけれども、最高裁判所の判決の中で「農地の宅地並みの値上がり益を享受するのは、宅地並み課税の税負担を担う所有者であって、小作人ではなく、また、適正な離作料とは、農地であることを前提とした農業利益を基本とするものであって、値上がり益を配分するものではない」との見解が示

されておりますので、離作補償金を設定する場合は、判例を考慮し、農地として金額を設定する必要があることに御留意ください。

それではまず、1つ目の検討事項である〇〇氏の経営及び生計状況をどう判断するかというところで協議していただきたいと思いますが、一般的な判断基準としましては、この農地が解約された場合、生活する上で生計に支障があるのか、もしくは影響がないのかが判断のポイントになります。例えば、専業で農家をされてある場合には収益に影響が出る等が考えられますが、〇〇氏は専業農家ではなく、自衛官としての給与収入及び不動産収入がございますので、そこをどう判断するのか、皆さんの御意見をお願いいたします。

○議長（島添茂樹君）

ただいま事務局より1つ目の検討事項について説明が終わりました。

〇〇氏の経営及び生計状況の判断について、支障がある、あるいは影響がないことについての御意見をお願いいたします。はい、どうぞ。

○3番（亀崎忠治君）

〇〇氏ですね、この方は農業を主として生計してないようですね。自衛隊もしてあるし、不動産もしてある。田んぼは1反ぐらいですかね。

○事務局長（白谷雄一郎君）

そうですね、1反1畝。

○3番（亀崎忠治君）

そして、自分で食べた残りをまたカントリーに出荷していると思います。

○事務局次長（平河郁夫君）

御意見ありがとうございます。

○議長（島添茂樹君）

どうぞ。

○4番（亀崎壽満君）

農地として離作料を計算する場合はどのように計算するのですか。

○事務局次長（平河郁夫君）

その分の考え方も次にまた御説明しようと思っております。

○3番（亀崎忠治君）

1つずつ進めていきましょう。

○議長（島添茂樹君）

ただいま御意見がありました。ほかにごいませんか。

○1番（山田善治君）

単純に田んぼを半分半分で分けられないとかね。

○推進委員（中村 博君）

そういう問題じゃないですよ。所有権の話だから。

○議長（島添茂樹君）

ただいま御意見がありましたが、支障がないということでよろしいでしょうか。（発言する者あり）

○2番（藤吉利広君）

この協議の中で出てくる40%の離作料というのは何の40%ですか。

○事務局次長（平河郁夫君）

これは宅地として評価した場合に〇〇円ぐらいの評価額があるということで、その40%ということで〇〇円の希望をされています。

○議長（島添茂樹君）

〇〇さんが希望されています。

○4番（亀崎壽満君）

その評価というのは、路線価か何かで宅地として評価したわけですか。

○事務局次長（平河郁夫君）

恐らく不動産鑑定とかに基づいてだと思いますけれども。

○2番（藤吉利広君）

固定資産評価額は〇〇円以下やろう。

○事務局次長（平河郁夫君）

今のこの田の課税標準額は免税点未満です。

○推進委員（中村 博君）

それはそうだけれども、〇〇円という話に乗らないというのは。

○3番（亀崎忠治君）

要するに、ずっともめてきてある事案でしょう。なので、〇〇委員さんが面談したとき、お互い農家同士だから円満解決をされたらどうですかということで、私たちも相当説得をし

ているのですよ。だけど、やはり向こうの貸主ですかね、その方もある程度譲歩して提示してですね、〇〇円ですね。でも、農業をするなら、私たちがほかのいろいろ広いところを世話してやっていいですよと会長もおっしゃっても、小さい田んぼに愛着のあると言われるだけですね。そういった趣旨だったですよ、会長。

○議長（島添茂樹君）

はい。

○3番（亀崎忠治君）

それで、農業を主で、そういった愛着のあるだけで解除を止められない、そういうことはいけないだろうと私たちもまた感じました、面談して。

○議長（島添茂樹君）

私のほうから言えないので、亀崎委員さんのほうから話のとおりでございます。

○1番（山田善治君）

これは宅地にすると〇〇円ぐらいあるのでしょうか。

○議長（島添茂樹君）

はい。

○17番（阿志賀一喜君）

今から20年ぐらい前だったら、ここは〇〇円でした。今は安くなっているのです。安くなってもそれぐらいです。

だから、やっぱり〇〇さんは100年近く親の代から作ってあるでしょうが。愛着があり過ぎて、今まで守ってきているという意味が強いのですよ。長年ずっと作ってきてある。だから、供託金も全部取られないので、法務局に納めてあるのですよ。

○推進委員（櫻木利和君）

じっと聞いていたら、これは永久小作につながっているのではないですか。昔から作っていた田んぼで、何も契約もなしに。ひょっとすると。だから、契約書も何もないのではないですか。

○事務局次長（平河郁夫君）

これは戦前からの残存小作として、農家台帳上、残っている分の契約になります。

○推進委員（櫻木利和君）

実際いう永久小作でしょう。それは当てはまらないですか。

○事務局次長（平河郁夫君）

双方からの解約の申出がない限り、ずっと小作権は続いていくという権利になります。

○推進委員（櫻木利和君）

そしたら、私のところも沿岸道路ができて、永久小作が絡んでいる農地が道路に引っかかって、その場合は何もこういうようなことはなくて、お互いの話合いで、五分五分の賃金で、その解約ができるのですもんね。ここで自衛隊の給料が幾らとかなんとか話し合うあれじゃないのではないですか。それは本人たちの合意じゃないのですか。

ちょっとすみません、私、ちょっと引っかかって……

○事務局次長（平河郁夫君）

これは事務局としても、本人同士の合意に基づいて解約していただくのが一番ということで、委員さんも含めて半年以上話合いを続けてきましたけれども、どうしても離作料等の面で溝が埋まらないので、今回、法的な手続ということで進めております。

○推進委員（櫻木利和君）

そうでしょうけれども、ここでそういうようなことを。ちょっと引っかかるけど、私は。いや、学がないから仕方ないけれども。

○議長（島添茂樹君）

大体、〇〇さんと〇〇さんで話をしたほうが一番いいですよ。

○推進委員（櫻木利和君）

それが一番いいけどですね。だけど、仕方ないから、これは裁判にかけるのは仕方ないじゃないですか。ここで決める問題じゃなさそうですけど。裁判所に渡したほうがいいのではないですか。結論はここでは出ないですよ。

○事務局長（白谷雄一郎君）

今、櫻木委員さんのほうから御意見がありましたけれども、この残存小作の解約については、先ほど亀崎忠治委員さん、阿志賀委員さんからもありましたとおり、お互いの合意に基づいて解約進めるのがいいじゃないかということで、ずっと引き続き受理してから半年間、話合いをしていただいておりますが、どうしてもお互いの合意には至らないと。それ以前には、先ほど平河の説明にありましたとおり、裁判所のほうで農事調停まで行ったが、その調停自体もまとまらなかったということで、現在のような状況になっているということでございます。

よって、今回は法的な手段を取るしかないということで農業委員会のほうで意見をまとめてもらいたいということでございます。

以上です。

○4番（亀崎壽満君）

確認していいですか。

○議長（島添茂樹君）

はい。

○4番（亀崎壽満君）

今上がっているのは、その申立人のほうから、賃借権を解約するという申出でしょう。通常、両方の合意なら18条6項ですけれども、そうじゃないから、18条1項で出ているわけでしょう。

○事務局次長（平河郁夫君）

そうです。

○4番（亀崎壽満君）

そしたら、それを承認ですかね、許可を承認するとなると、その意見を付して最終的な承認は県の農業委員会がやるんですか。

○事務局次長（平河郁夫君）

県知事が決定します。

○4番（亀崎壽満君）

県知事が決定したことに地主さん、もしくは今の小作人、どちらかが異論がある場合は裁判に行くということでしょう。もう絶対的な決定になるのですかね。

○事務局次長（平河郁夫君）

〇〇さんとの議事録の中で申しましたが、結果次第では行政訴訟の可能性もあるということは担当弁護士のほうから言われております。

ただ、今回、第18条第1項の許可申請ということで農業委員会が正式に申請書を受理している以上、この議案については、却下、もしくは不却下の判断は必ずしていただくということにはなります。

○2番（藤吉利広君）

だから、ここで決めるのは許可するかしないかだけで、内容についてはいいでしょう。

○事務局次長（平河郁夫君）

条件の面も今から御説明しようかと思っています。

○2番（藤吉利広君）

条件も。例えば、〇〇円で許可するとかということですか。

○事務局次長（平河郁夫君）

ですので、最初の1つ目の検討事項として、〇〇さんの生計状況をどう判断するのか、今の給与収入と不動産所得があるんですけれども、この部分をどう判断するのかというところでまとめていただければと思います。

○議長（島添茂樹君）

ただいま説明がありましたように、御意見がありましたとおり、支障がないということでよろしいでしょうか。

○1番（山田善治君）

皆、分からないのではないですか。

○議長（島添茂樹君）

そうですね。

○1番（山田善治君）

阿志賀委員さんたちはこの方たちのことを知っているのですか。

○17番（阿志賀一喜君）

今の〇〇さんの息子は知らないが、前、お父さんはよく知っております。また、〇〇さんは、おやじさんの名前は知っているぐらいですね。

○議長（島添茂樹君）

それでは、よろしいでしょうか。

様々な意見が出ましたけれども、お諮りいたします。支障があると思われる方は挙手をお願いいたします。（「何に対して」と呼ぶ者あり）支障。

○事務局長（白谷雄一郎君）

耕作人である〇〇さんの生計状況や経営について何か支障があると思われる方については挙手をお願いします。

○議長（島添茂樹君）

または支障がないと思われる方は挙手をお願いいたします。

○9番（三小田由勝君）

人の生活状況を我々が判断できるのだろうか。

○事務局長（白谷雄一郎君）

三小田委員さんがおっしゃられるとおり、他人の状況とか生活についてなかなか判断するのが難しいとおっしゃられるのは重々承知はしておりますが、農業委員会として御意見のほうをまとめていかななくてはならないというのがございますので、柳川市農業委員会としては初めてのケースでございまして非常に難しいことであろうかと思いますが、皆さんの御意見のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（島添茂樹君）

ただいま局長さんからお話がありましたように、御意見が出ましたけれども、ここで一応決めないといけないと思ひますので、いいですか。最初に言ひますよ。

○16番（園田清美君）

議長、いいですか。

○議長（島添茂樹君）

はい。

○16番（園田清美君）

この例が、今、福岡県でもないということでしょう。他の地域での状況はどうですか。調べてありますか、事務局。

○議長（島添茂樹君）

1件だけありました。

○事務局次長（平河郁夫君）

大木町で同じように残存小作の解約を求める申請があつております。その際には、農業委員会としての意見まで決めて、県に進達をしたけれども、そこで取下げになつて、最終的に県知事許可までは行つていません。

なので、私が知り得る限り、県内で県知事が許可したというのはまだ聞いたことがないですね。多分、県ではあるとは思ひますけれども、近隣市町村ではないということです。

○16番（園田清美君）

分かりました。ないということ。

○事務局次長（平河郁夫君）

最終的に県知事が許可、不許可をしたケースが近隣では聞いたことがないです。

先ほども申しましたとおり、ここでの意見を踏まえて県に進達をいたしますので、最終的決定権は県のほうです。

○9番（三小田由勝君）

そのまま上げたらどうでしょうか。

○事務局長（白谷雄一郎君）

農業委員会で却下、もしくは不却下の判断は必ずしないといけません。

○議長（島添茂樹君）

だから、3つあるわけです。支障があると思われる方は挙手をお願いします。または支障がないと思われる方は挙手をお願いいたします。

○推進委員（中村 博君）

決めんなら決まらんよ。

○議長（島添茂樹君）

いいですか。3つ言いますよ。

支障があると思われる方は挙手をお願いいたします。

○3番（亀崎忠治君）

支障というのは、その借りている田んぼを戻したら生活に影響、支障が出るかということでしょう。

○事務局長（白谷雄一郎君）

そのとおりです。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

それと、支障がないと思われる方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

もう一つは、支障がある、支障がないと両方の意見がありましたので、お諮りいたします。そういうことから、支障がないと思われる方で挙手をお願いいたします、いいですね。

○事務局長（白谷雄一郎君）

はい、どうぞ。

○4番（亀崎壽満君）

今話しているのは、その農地を戻すなら、借りている人、今、田んぼを作っている人の生活に支障があるかないかということでしょう。

○事務局次長（平河郁夫君）

そのとおりです。まずはその部分だけです。

○4番（亀崎壽満君）

「小作料を支払わない」なんのかんのというのが資料2の一番下にあるけれども、さっき供託金の話を言われたときにそれを聞いていたけど、いつから供託はしてあるのですか。ずっと前からですか。この問題が起きたから供託をしてあるのですか、ずっと前からですか。

○事務局次長（平河郁夫君）

確認して、この後、説明します。

○議長（島添茂樹君）

じゃ、それでいいですかね。支障があると思われる方はゼロ名でございましたので、支障がないと思われる方は17名手を挙げてもらいました。よって、支障がないということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

よって、支障がないということによろしいですね。

それでは、続けて事務局より説明をお願いいたします。

○事務局次長（平河郁夫君）

それでは次に、2つ目の検討事項である、解約を認めた場合に、無条件で認めるのか、離作補償等の条件付で認めるのかというところですが、先ほども申しましたように、離作補償金を設定する場合、裁判の判例を考慮し、農地としての金額を設定する必要があります。例えばですけど、一つの考え方として、仮に地域の慣例で離作補償が5対5とした場合、○氏が提示している離農補償金が○○円ということですが、この金額から逆算すると、農地としての売買価格は単純に掛け2ですので、○○円。面積が1,135平米ですので、およそ10アール当たり○○円の農地の価格ということになります。この価格が離作料も含めて地域の農地の相場として適切なかどうかというところを見ていく必要があると思いますけれども、そこら辺について、離作料の設定の有無について皆さんの御意見をお願いいたします。

す。

○9番（三小田由勝君）

その辺の根拠の資料も難しそうですね。

○議長（島添茂樹君）

それでは、ただいま事務局より2つ目の検討事項についての説明が終わりました。

解約を認める場合については、無条件とするのか、条件付とするのか、あるいは解約を認めないとするかについて御意見を求めます。

○事務局次長（平河郁夫君）

すみません、先ほどの亀崎壽満委員さんの供託金の話ですけれども、44年供託されてありまして、トータル金額が〇〇円です。

○4番（亀崎壽満君）

供託金があるということですね。

○事務局次長（平河郁夫君）

はい。

先ほども会長が申されたように、まず、今回の意見書に離作補償金を条件としてつけるのかつけないのか、そこを判断していただきたいというところです。つけるのであれば、金額まで含めてですね。

○4番（亀崎壽満君）

つけない場合は、双方の話し合いということになりますか。

○事務局次長（平河郁夫君）

いや、離作補償なしで県に上げます。

○4番（亀崎壽満君）

つけるなら金額まで出さなければいけないということですか。

○事務局次長（平河郁夫君）

柳川市農業委員会の意見として、そこまで。ただ、それを県がそのまま条件としてつけて決定するかは分かりません。

○議長（島添茂樹君）

ほかにございませんか。

○2番（藤吉利広君）

農地としての離作料の設定にするのか。

○事務局次長（平河郁夫君）

裁判で判例が出ておりますので、農地としての離作料で設定するということになります。

○2番（藤吉利広君）

金額は互いで決めていいのでしょうか。

○4番（亀崎壽満君）

以前の話合いの中で〇〇円と提示してあるんでしょう。

○事務局次長（平河郁夫君）

当初の農事調停の中では〇〇円で和解の提案をされてあります。

○議長（島添茂樹君）

これは安かったんで、駄目になりました。

○2番（藤吉利広君）

その〇〇円というのは農地としての計算ですか。

○事務局次長（平河郁夫君）

いや、これはかなりいろんなところを加味されて、〇〇さん側が提示されてあると思います。

○16番（園田清美君）

地価が〇〇円ぐらいするのでしょうか。今の値段で〇〇円ぐらい。

坪幾らで計算するなら、あそこは300坪でしょう。330坪か。

○議長（島添茂樹君）

私が聞いたところでは〇〇円でした。

○16番（園田清美君）

〇〇円ぐらいに今の地価額があるということで、その4割を下さいと言っているということでしょう。地主さんが6割取ってください、私が4割はもらいたいという感じで言っていられちゃうのでしょうか。

○議長（島添茂樹君）

そうだったけれども、いいなら半々という話になっている。

○16番（園田清美君）

永小作は5・5でいくのも。土地改良区のほうで5・5だったのでしょうか、無条件で。

○議長（島添茂樹君）

〇〇さんは半々と言われています。

○推進委員（中村 博君）

この〇〇円というのは農地としての評価価格ですか。

○事務局次長（平河郁夫君）

いや、それはあくそこを宅地としたときの資産価値です。

今回設定するのはあくまで農地としての価格です。

○推進委員（中村 博君）

農地としてじゃないとおかしい。

○2番（藤吉利広君）

だから、その離作料を認めるとなると、あくまで農地としての離作料でしょう。

○事務局次長（平河郁夫君）

そのとおりです。裁判の判例がそうなっていますので。

○2番（藤吉利広君）

それで意見書を出すのに賛成するかしないかと。

○事務局次長（平河郁夫君）

そうです。

○2番（藤吉利広君）

判例どおりでいいと思います。

○事務局次長（平河郁夫君）

まずは離作補償をつけるのかつけないのか、ここが判断のポイントになります。つけなくて解約を認めるのか、それとも、つけて解約を認めるのか。

○2番（藤吉利広君）

しかし、判例があるなら。

○事務局次長（平河郁夫君）

判例は、あくまでも宅地並みの離作補償は駄目ですよという判例です。

○3番（亀崎忠治君）

だから、農地での……

○事務局次長（平河郁夫君）

設定するのであれば、農地としての離作補償をつけて設定する必要があります。

○17番（阿志賀一喜君）

設定なしでもいいのですか。

○事務局次長（平河郁夫君）

当然、それは農業委員会の判断になりますので。

○17番（阿志賀一喜君）

私は設定なしでお願いします。

○4番（亀崎壽満君）

設定なしはゼロという意味ですか。

○事務局次長（平河郁夫君）

そうです。離作補償金がゼロということです。

○17番（阿志賀一喜君）

農業委員会としては分からないので提出しないということとはできないですよ。

○事務局次長（平河郁夫君）

条件をつけるかつかないかまで意見書には載せて、県には提出しないといけません。

○3番（亀崎忠治君）

農業委員会だから、皆さんの言うように農地でしょうが。農地での離作補償金をつけてやっていいじゃないですか。

○6番（柊島一晴君）

採決をしたがいいじゃないでしょうか。

○事務局次長（平河郁夫君）

一回それを採決して、つければ金額を決めないといけません。

○議長（島添茂樹君）

それなら、いいですか、皆さん。離作料をつけるかつかないかで判断したいと思いますので、最初に、離作料をつけるということでどうですか。手を挙げてください、挙手を。

〔賛成者挙手〕

○16番（園田清美君）

ここは農地でしょう。だから、不動産会社じゃないから、不動産がやる分じゃないでしょう。農業ですよ、ここは。だから、土地改良と変わらん50%、50%でいいでしょう。

○議長（島添茂樹君）

それでは、ただいま離作補償をつけるということになりましたので、それで賛成をお願いいたします。いいですね、つけるということで。

○９番（三小田由勝君）

ちょっといいですか。

○議長（島添茂樹君）

はい。

○９番（三小田由勝君）

農業委員会ではえらい責任重大のようですね、これは。

そして、農事調停をしてありますよね。それで話がつかなかったと言っていますよね。それで、その農事調停でつかん場合は、普通、本当なら裁判に持っていくのでは。

○事務局次長（平河郁夫君）

農事調停で調整がつかない場合に、この第18条第1項を申請するということになっています。

○９番（三小田由勝君）

普通、離婚問題とかならば、調停で決着がつかないときは裁判に行くじゃないですか。裁判に行かないわけですか。

○事務局次長（平河郁夫君）

手続的には、農事調停で調整がつけば、そこで解約になるのですけれども、今回ならなかったもので、法的に第18条第1項の規定ということで、これは次の段階になります。農事調停が不成立になった次の段階がこれです。

第18条第1項の許可申請ということで、〇〇さんのほうから申請が出されていますので、それに対して解約を認めるか認めないか。先ほど言いましたとおり、最終的には県知事判断になりますけれども、それに対して地元農業委員としてのどちらかでの意見をつけて出さないといけない。これは法的なルールです。

○３番（亀崎忠治君）

調停で終わって裁判所に行くのではなくて、先に農業委員会を通るようになっているのです。

○議長（島添茂樹君）

そして、県のほうに上げないといけないのですよ。

○3番（亀崎忠治君）

このこともずっと言ってきていて、双方で円満解決してくれないですかと言ってきましたが……

○9番（三小田由勝君）

問題は、この土地の値段を相手が分かっているからでしょう、結局。ここは金になるということが分かっているから、そうなる。とにかく半分なら半分の補償金でいいじゃないですか。

○17番（阿志賀一喜君）

ちょっといいですか。これは先走った質問だけど、もしも裁判になったとき、どちらかにマル・バツをつけないといけないでしょう、今言ったように。そして、どっちかが不服申立てを、また裁判をしたとき、裁判所から農業委員会のほうに出席依頼とかあるのではないですか、こっちからもマルかバツかをつけたら。そういうことはないですか。

○事務局次長（平河郁夫君）

最終的に県知事がどっちか決定するのですけれども、それに対して不服がある場合には行政訴訟。まずはその訴訟相手は県知事になります。その中で、地元農業委員会としての意見を求められる可能性はもしかしたらあるかもしれません。

○17番（阿志賀一喜君）

でしょう。だから、慎重にしたほうがよい。

○1番（山田善治君）

今、農業委員会が始まって以来の問題でしょう。

○4番（亀崎壽満君）

今の離作料はつけるということは多数だったでしょう。

○事務局次長（平河郁夫君）

はい。

○4番（亀崎壽満君）

つけるとするならば幾らかということで、農地で評価しないといけないという話でしょう。

○事務局次長（平河郁夫君）

そうですね、判例では。

○4番（亀崎壽満君）

ところが、2人の話合いで〇〇円のなんのというのが具体的に出てきているのに、〇〇円では駄目だ、農地で判断して〇〇円とか〇〇円とかにするなら、今度は持ち主さんのほうが5,〇〇円と言っていたけど、農業委員会では〇〇円でいいと言っているから〇〇円ですとかならないですか。

農地で評価するならば〇〇円もならないでしょう。そして、今の話合いなら、〇〇円ですと言っていらっしゃるのに、農業委員会が金額まで示すのなら、農業委員会が〇〇円でいいと言っていたということになると。まして宅地にするのが目的でしょう。駐車場に変更しろと言ったとしても。

○議長（島添茂樹君）

うん。

○4番（亀崎壽満君）

だから、その離作料をつけるにしても、今提示のあっている金額よりか少ないというのと、離作料の金額提示は難しい。

○17番（阿志賀一喜君）

地主さんは〇〇円払うと言っているのですよね。

○事務局次長（平河郁夫君）

それはあくまでもお互いで和解するときには最高〇〇円までは払いますということで譲歩されてありますけれども、そこで〇〇さんが了承はされていません。

なので、そこのお互いの個人間の話の金額は、今回の第18条の離作料については置いていただいて、離作料というのは農地としてどのぐらいつけるかというところで協議をしていただきたいと思います。

○3番（亀崎忠治君）

そういった根拠に基づいて判断したということでもいいじゃないですか。

○事務局次長（平河郁夫君）

そういうことです。

○3番（亀崎忠治君）

いろいろ考え方がそれぞれあってということなら、そういった判例に基づいて判断したということ。

○議長（島添茂樹君）

それでは、ただいま解約を認めるか認めない及び解約を認める場合の条件について御意見がありましたけれども、内容については事務局よりまとめさせますので、10分間の休憩いたします。

午前 3 時 47 分 休憩

午前 3 時 54 分 再開

○議長（島添茂樹君）

それでは、総会を再開いたします。

事務局より意見のまとめについて報告をお願いいたします。

○事務局長（白谷雄一郎君）

それでは、御報告させていただきます。

ただいま検討していただいた事項について、まず、1 つ目の検討事項であります〇〇さんの生活状況や経営に対しての影響があるかということについては、支障はないだろうということで御意見をいただきました。

次に、2 つ目の検討事項であります解約を認めるか認めない、また、認める場合においての条件をつけるかつかないにつきましては、条件付で解約を認めていだろうということで御意見をいただいたところです。

ただ、この条件につきましては、皆さんの御意見が様々ございまして、事務局でもまとめることができませんでしたので、改めてここでお尋ねをしたいと思います。

先ほど平河のほうから説明がありましたけれども、裁判の判例では農地としての価値に対しての離作補償と。ただ、〇〇さん、そして、〇〇さんの双方の話合いの中では、〇〇さんのほうは納得がされていませんけれども、〇〇さんのほうから〇〇円という提示があっております。これを基にしてというか、こういうのを参考にして具体的な金額のほうを決めていただけたらと思っております。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ただいま事務局より 2 点についての報告が終わりました。

お諮りいたします。解約の条件について、先ほどの事務局からの報告どおりにすることに御意見、御質問はありませんか。

○事務局長（白谷雄一郎君）

すみません、具体的な条件をまだ決めておりませんので、それを決めた上で採決を採っていただいていいですか。

○議長（島添茂樹君）

なら……

○2番（藤吉利広君）

あくまで県に対してのこの委員会の意見であって、ここで決めてくださいという意味なのか。だから、県に私たちの考えはこうですよ。判例に従って離作料は農地で計算してくださいというふうに意見を述べるだけであって、ここで決定するわけではない。あくまで意見を述べるだけで、決めるのは県でしょう。

○事務局長（白谷雄一郎君）

最終的な決定は県になりますけれども、県に上げる意見として、柳川市農業委員会では離作料についてはこれこうだという金額まで決めて、条件をつけて提出をすると。

○2番（藤吉利広君）

そこまできちんとして県に上げなければいけないと。

○17番（阿志賀一喜君）

これは私どもも面談した後にまた話し合っ、高い金額を出したでしょうが。その金額は駄目ということですか。

○4番（亀崎壽満君）

文書で、資料5のここを見ると、「書面で〇〇円を上限として提示した」と書いてあるの
で聞いています。

○事務局次長（平河郁夫君）

それは法的に基づく前の和解の段階での金額であります。

○4番（亀崎壽満君）

平河次長が言っている最高裁判所の判例が、金額の問題じゃなくて、争点が違うかもしれないよ。公の文書で農業委員会事務局宛てに〇〇円の提示を行ったという文書の来ているわけでしょう。仮に出したとしても、その金額を出さないといけないじゃないですか。

○2番（藤吉利広君）

私はこう思うけどな。農地で計算したのを提示しておいて、向こうは宅地価格の時価総額

と言っているのだから。こっちは〇〇円なら〇〇円を提示しておいて、あとは互いの話合いで折半に持って行って、〇〇円ということになるかどうかじゃないのか。

○議長（島添茂樹君）

そしたら、〇〇円以上という条件をつけて県のほうに出しますか。

○４番（亀崎壽満君）

いや、それもおかしいと思います。その〇〇円とこっちが決められんということ。

私はこのように公文書で持ち主が、地主さんがこの小作をしている人に〇〇円の提示を行ったとまで書いてあるから、これでいいだろうと思うけど。

○２番（藤吉利広君）

農業委員会の意見としては、あくまで判例に従った回答を出しておいて、あとは県なり当事者が決めることになるだろう。

○４番（亀崎壽満君）

だから、そのときの争いで持ち主が〇〇円払いたくないと言うならですよ、農業委員会では、それはただというわけにいかないですよねと。評価額の半分ぐらいはと、そういう意味で言っているかもしれないので。こういうのは所有者さんのほうの代理人弁護士がこのくらいでと文書で提示をしている。それで、県が最高裁の判例をおかしいと言うなら農地以外の評価としてもあるけれども、判例がそのように書いてあるからね。

○議長（島添茂樹君）

だから、まとめて〇〇円以上ということで。

○４番（亀崎壽満君）

農地として評価するなら幾らになるのか。

だから、農地で評価するなら幾らになるのですか。

○17番（阿志賀一喜君）

以前、私の農地が沿岸道路の収用やったら、今から一番高いときで農地が〇〇円。

○４番（亀崎壽満君）

その売買は３条のときの価格ですか、５条のときの価格ですか。

○16番（園田清美君）

ここは絶対５条申請が提出されるだろう。

○推進委員（中村 博君）

価格は県に決めていただくことはできないのか。

○事務局長（白谷雄一郎君）

多分こっちに聞いてくるでしょう、幾らですかと。

○4番（亀崎壽満君）

仮に農地価格で、その半分にした場合、農地価格は幾らですか。何遍でも聞いているけど。

○事務局長（白谷雄一郎君）

農地価格が、今、阿志賀委員さんが言われたように、何年か前ではあそこら辺が〇〇円。

○4番（亀崎壽満君）

農業委員会の議案でも、3条で売買するときの田の金額と5条でするときは全然違うでしょうが。

○17番（阿志賀一喜君）

沿岸道路よりか東の農地が〇〇円で売っていたと。今回は西やろうが。

○議長（島添茂樹君）

それなら、柳川市農業委員会では、結局、県のほうには金額を入れないでいきますか。

今、県担当に金額の提示をすべきか聞きに行っていると。

○事務局職員（田中道博君）

今、平河次長のほうが県の担当に話を聞きに行っていますので、しばらくお待ちください。

○議長（島添茂樹君）

やっぱり金額を入れないといけないようなので、平河次長さんが今担当に聞きに行っているそうですよ。

午後4時7分 休憩

午後4時26分 再開

○議長（島添茂樹君）

それでは、総会を再開します。

○事務局次長（平河郁夫君）

すみません、先ほど県庁のほうに条件の中身まで決めないといけないのかというのを再度投げかけました。回答は、条件の中身までどうしても決まらないようであれば、例えば、解約に対して条件をつけるかつけないまででもいいと。あとはまた県のほうでつけるかつけないか、上がった時点で調査なりをしますと。最終的に決まらないのであればそれでいいです

ということでの御回答がございましたので、そこまでということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○3番（亀崎忠治君）

幾らと決めないのですか。

○事務局次長（平河郁夫君）

それは県のほうでまた。

○議長（島添茂樹君）

それでは、お諮りいたします。本案については、条件をつけて解約をするということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

それでは、御異議なしと認め、採決いたします。

本案を不却下、つまり解約の条件をつけた上で許可相当として意見書を提出することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

賛成多数であります。よって、議案第10号については不却下になります。つまり解約の条件をつけた上で許可相当として意見書を提出することに決定いたします。

それでは続きまして、報告に移ります。

事務局よりお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の6ページを御覧ください。

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

下記農地について農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和8年1月14日、農地の所在、〇〇、地目・田、面積799平米、外2筆、合計3,906平米。賃貸人、〇〇、相続人代表、〇〇、賃借人、〇〇。適要条項、

農地法第18条第6項の規定による通知。農地の引渡時期、令和8年1月14日。外16件です。

続きまして、9ページを御覧ください。

報 告

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

下記農地について使用貸借権の設定解約届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和7年12月23日、農地の所在、〇〇、地目・田、面積209平米、外10筆、合計6,482平米。使用貸人、〇〇、使用借人、〇〇、相続人代表、〇〇。適要条項、農地法第3条許可に伴う使用貸借権設定解約。外1件です。

9ページ下段、報告3を御覧ください。

報 告

3. 農地への現況地目変更届について

下記農地について、農地への現況地目変更届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和8年1月14日、農地の所在、〇〇、地目・畑、面積106平米。届出者、〇〇。現状に至る経緯、利用状況、現在は農地（畑）として利用していますので届け出ます。

こちらにつきましては事務局で現地を確認していることを申し添えます。

報告、以上です。

○議長（島添茂樹君）

以上で議案及び報告が終了いたしました。

続きまして、その他について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

それでは、その他につきまして、今日、農業者年金のパンフレットをカラーの4枚物を机の上に置いていたと思いますけれども、そちらを御覧ください。

今月が農業者年金の推進月間ということで、推進のほうを各委員さんでお願いしたいなと思っております。

開いてもらって、2ページ、農業者年金の必要性です。

2番の一般的な高齢農家夫婦の現金支出は月額約250千円であり、国民年金のみの受給は月額140千円です。1か月当たり100千円不足すると。それで、この不足分を上乗せ年金が農業者年金です。

3ページを御覧ください。

上乗せ年金につきましては農業者年金が最適ということで、こういった例もあります。

4ページを御覧ください。

農業者年金の特徴とメリットとしましては、農業者なら広く加入できます。年間60日以上農業に従事されて、国民年金の第1号被保険者、20歳以上65歳未満の方であれば加入資格があります。

加入と脱退につきましては任意で、いつでも加入できますし、脱退も自由です。

加入方法は2つあります。国庫補助を受けない加入、通常加入と、国庫補助を受ける加入、政策支援加入です。

5ページを御覧ください。

こちらの農業者年金につきましては、積立方式、確定拠出型の年金になっております。

通常加入の場合は保険料の額は自由に決められます。月額20千円から67千円までの間、1千円単位で自由に選択ができ、加入後もいつでも見直すことができます。

5ページの4番、終身年金につきましては、80歳前に亡くなられても遺族に対しての死亡一時金があります。

6ページを御覧ください。

税制面でも大きな優遇措置があります。詳細は御覧のとおりになっております。

6ページの6番、保険料の国庫補助等もありますので、条件につきましては7ページを御覧のとおりです。

周りの若手の農業者の方とかお知り合いの方がいらっしゃいましたら、推進のほうをぜひお願いいたします。

農業者年金としては以上です。

○議長（島添茂樹君）

農業者年金については以上で説明を終わりました。

続きまして、連絡事項について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（白谷雄一郎君）

では、私のほうから連絡事項です。3点ございます。

まず、1点目です。先ほど、大分前の時間になりますが、あっせん委員に指名されました委員さんにおかれましては、後ほど担当のほうより資料のお渡しと説明のほうに参りますので、しばらくお待ちください。

続いて、2点目です。次回の総会日時でございますが、次回総会は3月10日火曜日、午後2時から、ここ大和庁舎で開催をいたしますので、御出席のほどよろしくお願ひします。

次に、3点目です。2回目の農地パトロールの実施についてです。お手元にお配りしております令和7年度農地パトロール班長選出及び調査日程について御覧ください。

昨年12月20日付で遊休農地違反転用に該当する方につきましては文書で通知を出しているところです。その後、事務局へ電話やら何らかの対応があったことについてまではこちらのほうに記載をしております。

また、例年実施していただいております2回目の農地パトロールについてですが、3月には今年度のまとめを行いたいと考えておりますので、できれば2月中に行っていただきたいと思っております。

なお、パトロールを実施していただいた報告につきましては、次回の総会のときまでで構いませんので、御報告のほどよろしくお願ひします。

忙しい時期とは思いますが、2回目のパトロールについての御協力をよろしくお願ひします。

事務局からは以上です。

○議長（島添茂樹君）

これをもちまして令和8年第2回柳川市農業委員会の総会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。

午後4時40分 閉会

柳川市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和8年2月10日

柳川市農業委員会会長 島 添 茂 樹

会 議 録 署 名 委 員 椛 島 一 晴

〃 松 藤 稔